

## 第7回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和8年4月22日（水）

14時00分～16時00分

場所：逗子市役所5階 第4会議室

### 出席者

[メンバー] 田中 美乃里、山口 学、菊井 健一、飯野 幸、瀬田 敦子、小沢 栄介、  
菊池 俊一、菊池 千春、横山 奈緒子、高松 智一、岡田 和夫、  
若菜 克己、福井 八洲雄、雲林 隆継（順不同、敬称略）

[オブザーバー] 横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、  
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀土木事務所許認可指導課

[事務局] 逗子市市民協働部経済観光課  
課長 黒羽 秀昌、専任主査 市川 大輔、主事 宮上 敦久、  
主事補 橋口 直樹

### 欠席者

[メンバー] 黒田 尚弘、來島 政史、山上 寿美

[オブザーバー] 逗子警察署地域課、公益財団法人かながわ海岸美化財団

### 会議公開の可否

可

### 傍聴者

5名

### 会議次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 令和8年度の逗子海水浴場ルールについて
  - (2) その他
3. その他

## 配布資料

- 資料 1. 2026 年度（令和 8 年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）
- 資料 2. 2026 年度（令和 8 年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール新旧対照表（案）  
（第 6 回検討会比较）
- 資料 3. 2026 年度（令和 8 年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール新旧対照表（案）  
（令和 7 年度ルール比较）
- 資料 4. 海の家設置に係る建築基準法等の手續について（抜粋）

## 1 開会

- ・事務局より、検討会は傍聴できることについて説明を行った。
- ・事務局より、メンバーの出欠確認を行った。
- ・事務局より、市民協働部長交代の紹介を行った。
- ・事務局より、配布資料の確認を行った。
- ・事務局より、本日の会議の趣旨説明を行った。
  - 前回の検討会の議論を踏まえ、事務局にてルール案を修正した。そちらについて検討・議論をいただきたい。
  - 海開きから日程を逆算すると今回が海開き前最後の検討会となるため、それを踏まえて議論いただきたい。

## 2 議題

### (1) 令和8年度逗子海水浴場のルールについて

- ・事務局より、配付資料について説明を行った。
- ・事務局より、海の家営業時間を21時とする日程の考え方について説明があった。
  - そもそも試行的に営業時間の延長を実施したのは、ここ数年日中の暑さが厳しく来場者が減少する中、夕涼みに来られる来場者のニーズに応え、逗子海岸をより楽しんでもらう方策となるかを検証するために令和6年度から2年間、8月1日からお盆までの営業時間を21時までとした。
  - その結果、それぞれの年で20時から21時の間に約5,000人の利用があり、アンケートをとった限りでは、市民の方も半数以上来られたというニーズが見えた。21時まで営業をすることで市民や他の利用者にも逗子の魅力ある海水浴場を楽しんでもらえると考えている。
  - しかし、営業時間を21時とするにあたって大きな問題点が2つあり、1つ目は警備費用、2つ目は近隣住民の住環境の安心安全の確保。この2点をクリアしないと営業時間の延長は難しいと考えている。
  - 警備費用面については、当初市の予算から捻出することになっていた。そのため、予算との兼ね合いもあり、来場者が多く、分散帰宅の効果が大きい土日祝日を提案した。前回の検討会で、逗子海岸営業協同組合から、警備費用については全て負担するという提案があり、費用面だけを考慮すれば試行を実施した当初の目的通りに全期間21時まで営業になるところではある。
  - ただ、2つ目の問題点も考慮しなければならない。近隣住民の安心安全には、警備体制の安心安全と市民の心の安心安全がある。確かに2年間の試行において営業時間を変更したことによるトラブルは起きていない。ただ、検討会の中の自治会からの意見を考慮すると不安を完全に払拭できているとは考えられない。

- 平日には会社、塾帰りの住民と海水浴客がシンボルロードで交錯する時間が増えるということで不安が残るところではあるが、一方で土日祝日については地域住民も休みの方が多く、お盆も土日祝日に準じており、分散帰宅の効果がより見込まれるため営業時間延長するべきと考えている。
  - 昨年度、逗子海岸営業協同組合と市の信頼が揺らいでしまった事態が起きてしまったと考えており、逗子海岸全体の運営として問題なく運営していくことで住民の皆様の信頼を勝ち得るような形が必要かと考えている。市民のニーズもある他の期間についても、信頼を得た上で目指していきたいと思う。
  - 今回については、費用と安心安全の2つの課題がある中で検討した結果、土日祝日に加えてお盆時期と逗子市及び逗子市観光協会が主催、共催または後援するイベントが19時以降まで開催される見込みのある日の海の家の営業時間を21時までにするという内容を提案させていただきたい。
- ・各項目ごとに議論があった。

### Ⅲ海水浴場の開設 4 海水浴場マナーアップ警備

- 意見なし

### Ⅳ海の家の営業に関するルール 1 営業に関する注意事項及びルール

#### (5) イベントの禁止 ③ 試行的に実施する音楽イベント イ 条件

- 昨年から音楽イベントを実施するのか営業時間を延長するのかどちらかにするべきと発言をしていたが、今年度はライブ形式の音楽イベントはやらないとのことでのいいのか。

⇒おっしゃる通りである。今年度は所謂ライブ形式のイベントが実施できないルールになっている。これまで実施されたもので例を挙げると、キッズダンス等は実施できるようなルール作りになっている。

- 音楽イベントは原則禁止になっているのに、後述で「音楽イベントを実施する海の家は」という記載があり分かりづらい。

⇒イベントの禁止のところで「音楽イベントおよび不特定多数の観客を集める目的で行うイベントは原則禁止とします」と記載した上で、試行的に全ての条件を満たしたイベントは実施し、引き続き検証を行っていきたいということである。今年度に関してはライブ形式のイベントは行わないが、昨年度も弾き語りイベントなどで雰囲気の良いものもあったため、不安の残るイベントを排除しつつ、どう良いイベントを残せるかということはこの検討会の中に部会等を設置し、1年間検討させていただき、検討会に提案ができるものが出来上がったときには改めて議論いただければと思っている。

- 雰囲気の良い悪いは人によって異なる。曖昧になってしまいそう。

⇒人によって判断が変わってしまうことはルールにとって良くない。雰囲気の良いものを残しつつ駄目なものを排除するルールが、これであればというものができれば提案をさせていただきたいと思う。ただ、検討している中で良い悪いを切り分けることが難しいなどの結論になる可能性もある。

- 1年かけて検討しようと言うが、これまで何年も検討して音楽イベントは実施しておらず、なぜまた住民が議論しないといけないのか。今更やらなくていい。

⇒今年度は音楽イベントの良い悪いをイエス、ノーで判断できる段階にないため原則禁止にした。そして、音楽鑑賞を主目的とするイベントについてはどこまでは良いのか議論が尽くせていないため、1年間検討させていただきたいと考えている。

- 今年度のルール案の中に音楽イベントの条件が書いてあって、音楽鑑賞を主目的としない音楽イベントであること、歌唱を行わない、演奏を行わない、と記載されているのだからこれに従えばいいと思う。

- 音楽イベントのくくりの中にはキッズダンス等も含まれる。そのため、今年度は音楽イベントはやることになる。しかし、演奏・歌唱・楽器を鳴らすことはやらない。これは前回の検討会で決まっている。部会については、来年度に提案することのためこの場で議論することではない。

⇒先ほどいただいた意見は、今年度1年間部会等で音楽イベントについて検討し、改めて提案、議論することをすべきでないという意見と受け取った。これまでもイベントについての議論がかなりされてきたことは重々認識しているが、2年間試行を行った検証の中で課題が見つかった状況でそれをいかにクリアできるのかあるいはクリアできないのかを結論づけるという意味でも部会のような形で検討できればと思う。

#### (5) イベントの禁止 ③試行的に実施する音楽イベント ウ イベントの中止

- 意見なし

#### (8) 風紀上の対策

- テラス席における近隣へのプライバシー配慮について、正式にルール案に載せていただき感謝している。次はどのように運用するかを考えていきたい。でも進歩はあったと思う。

#### 2海水浴場開設期間中の車の乗り入れルール

- 意見なし

#### V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務 3違反行為に対する処分（酒の持ち出し）

- 意見なし

### 3 違反行為に対する処分（水上オートバイ操縦者への酒の提供）

- 近年は海上保安庁が、水上オートバイの後ろに乗っている人は操縦者を補助するため、後ろに乗る人も飲酒しないように呼び掛けていると思うが、酒の提供をしてはいけないのは操縦者だけでいいのか。水上オートバイの後ろに乗る人にはお酒を提供していいのか。

⇒法的に定められているわけではない中で、そこまで踏み込んで海の家としての責任としてルールで制限することは難しいと考える。今後、海上保安庁の取り締まりの厳格化や法改正などで、後ろに乗る人についてもお酒を飲んでいけないと明確化された際にはルールを変更しなければいけないと思う。この辺りは今後の動向を注視していきたい。

### 4 海岸出入通路の管理

- 意見なし

#### IV海をの家の営業に関するルール 1 営業に関する注意事項及びルール (2) 営業時間

- 逗子海岸営業協同組合としては、全日 21 時を目指していると言ってきたが、自治会の理解も完全に得られていないことも踏まえて、2 年間試行を行ってきた地域住民の認知ができていいる 8 月 1 日からお盆までに加えて土日祝日を提案したい。理由としては、21 時まで営業することで来場者の分散帰宅の効果が期待でき、かつ、試行的に 2 年間 8 月 1 日からお盆までの営業時間を 21 時にしたことで近隣住民の認知、理解が広がっていると思うためである。
- 前回の検討会の中で合意形成がなされたものは、今回のルールに反映されていると思う。営業時間については、賛成反対が大きく分かれていた中で 20 時までにしたルール案が提示されていると感じるが事務局の事情があるのか。厳しめのルールになっていると思う。

⇒試行的に 8 月 1 日からお盆までの期間を検証し、通常の平日と土日、繁忙期の平日と土日を比較したところ、土日祝日については来場者が多く、市民も約半数程度来ていることが結果として見えたので、今回の日程で調整させていただいた。

- 分散帰宅は管理する側にとっても負荷軽減につながる。実際にクレームの軽減につながった。現場での肌感覚としても安全度が高まっているのではないかという意見もあったと思う。一方で音楽イベントに不安があり、強固に音楽イベントを縛るのであれば、営業時間を延ばしてもいいという見方もある。一市民の個人的な感覚として 22 時、23 時までの話をしているわけではないので、21 時までならいいのではないかと思っている。一市民ではあるが市内在住の友人と話をしているときの肌感なので、一人だけの意見ではなく、そういうふうな思っている市民が少なくとも一定数はいると思う。厳しいルール案が出てきたと思うためもう少し

期間を延ばしてもいいのではないかと思う。具体的な日にちの設定としては、8月1日からお盆までは延長していいと思う。もうひとつあるのは、住民の方が何となく不安に思っていることを潰して解消するよりも、本当に一番安全な方法は何なのかで決めた方が良く、分散帰宅の方が安全なのであれば近隣住民の方とちゃんと対話した上で、分散帰宅の効果に期待したいと積極的なやり方で話をしてしかるべきだと思う。

- 個人としては逗子海岸営業協同組合の意見でいい。警備の費用も出してくれるし、これまでも色々なことをしてくれているのを目の当たりにしているので、ライブ形式のイベントをやらないのであれば営業時間は延ばしても良いと思う。
- 昨年度は遅い時間に何か問題が発生したわけではないと思う。
- 商店街が賑わうためには全日でもいいと考えている。
- 会社帰りに海水浴客に遭遇するのはいやという意見はかなり上がっている。個人的にも平日はその可能性があるから早く終わってほしい。18時、19時で営業を終わってほしいという意見もある。私は土日祝日とお盆が、地域住民の許容範囲と思う。
- 21時にお酒を飲んだ海水浴客がバラバラと帰ると、20時にお酒を飲んだ海水浴客がまとまって帰るのではどちらが危険なのか。
- 場合によるが、第一に酔っ払いに会いたくないので18時や19時に終わってほしいという意見がある。早めに海の家が営業が終わってほしいと思う。
- 全日分散帰宅の効果を狙えばいいという意見もあるが、近隣住民の声を踏まえると全日の営業時間を21時までにはできないところはある。
- 鎌倉は駅までに住宅街を通らないが、逗子は住宅街を通るのでその辺りは考えないといけない。
- 地域住民の安全を守るのであれば営業時間は18時半まででいいと考えている。ただ、行政と逗子海岸営業協同組合が責任を持てる時間で、安全を守ることを約束するのであれば従う。
- 検討会内では理解はされても、地域住民は理解できていないところもある。アンケートの中で営業時間延長に反対と回答している人もいることを考慮すると全日21時はそのような方の意見を尊重していないかと思う。
- 全日と8月1日からお盆までに加えて土日祝日の間の期間はないのか。
- 海の日のお盆からという意見もあった。
- 信頼をおけない海の家がある以上、全日21時にはできないと思う。どこの海の家が信頼おけないのか明らかに分かるのだから、その辺りの管理を逗子海岸営業協同組合ができるようにしてほしい。
- 海の家が提供するお酒の種類を考えてほしい。特定の海の家がいるから21時までの営業に反対というところもある。

- 試行期間を経てのルール決定となると、毎年ルールを変えることではないかなと思う。地域の人々の安心安全を確保することが第一なうえで、昨年度の報告書の週末など効果的な期間に限定すべきという意見や、逗子海岸営業協同組合の要望も考慮して皆が歩み寄れるところを事務局が提案したと思う。どんな事業でも地域の賛成があつての事業であると思う。
- ⇒平日も分散帰宅の効果はあるが、来場者が多く、分散帰宅の効果がより大きいのは土日祝日ということで土日祝日及びお盆を選んでいる。今回追加したお盆の期間については、元々警備員の数が多く、この期間は例年街中パトロールを18時以降行っており、1時間延ばしたことによる近隣への影響は少ないと考えている。
- 事務局だけで決めるのでは納得できない。検討会の内容で決まるのであれば納得せざるを得ない。
- 参考までに、事務局案または逗子海岸営業協同組合案のどちらに賛成か挙手をお願いしたい。(事務局案4名、逗子海岸営業協同組合案6名)
- 延長なしという意見ではあるが、事務局案か逗子海岸営業協同組合案のどちらかと言うのであれば事務局案に賛成である。
- どんちゃん騒ぎをする海の家をうまく逗子海岸営業協同組合がまとめられるのであれば逗子海岸営業協同組合案に賛成。
- 営業時間は短ければ短いだけ良い。1時間でも早く帰ってほしいと思っている。何時まで耐えればいいのかという気持ちが常にある。できるだけ住民に寄り添ってほしいと思う。
- 逗子海岸映画祭は21時まで営業をしており、客層は良いと聞いている。
- 海水浴場運営においても、本質的には泥酔客を出さない雰囲気づくりができるかどうかだと思う。
- 試行期間が外れたら営業時間は確定になってしまうのか。確定になるのであれば今年度も試行期間にはならないのか。
- ⇒毎年何が起こるか分からない。最終的には、完全に安心安全が担保されるのであれば全日21時でいいという方向でいくかもしれないし、逆に大きな問題が起きたり、夜遅くに事件があつたりすると21時までにする話すらなくなる可能性もある。今後どうなるかはその都度検討するものと認識している。

### 3 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
  - 今回、検討・協議いただいた内容を踏まえルールの最終案を送付させていただきたい。
  - 海水浴場開設期間中に合同パトロールを実施するため参加をお願いしたい。日程が決まったら連絡する。

以上